

(2009年09月30日)

長崎県議会の意見書は人権を侵害した極めて不当な文書であることを
マスコミ各位に訴えます

久木野憲司

長崎県議会が決議した「ベンチャー企業等の支援の在り方及びバイオラボ社に係る問題についての法的な対応等に関する意見書」の内容は、証拠・根拠に基づかない意見・憶測に終始した不当なものです。

あまつさえ、違法な運営に終始して証拠・根拠を何ら示すことができないままに偽証だ、告発だと放言してきた百条委員会の結論を鵜呑みにして、県議会が全員一致で一市民を刑事告発するとの決議を為したことはまことに驚くべきことです。

いったい、「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」における偽証とは何を指しているのでしょうか。これまで百条委員会委員の誰もが具体的な法的根拠を示して説明できないでいます。報道によると証言相互の食い違いをもって偽証の疑いがあると言っているようですが、そうであるなら論外ですし、そうではなくて法的に告発に足る根拠があるなら少なくとも議員に公開しなければ議会において告発の決議はできないわけですから、その証拠が議員の誰からも説明されないのはまことに不可解なことです。

法的な根拠が何も無くて告発を議決したとしか思えない状況ですが、もしマスコミ諸兄に情報がありましたらお知らせいただきたくお願いいたします。

虚偽の告訴・告発を為しても議員個々人は責任を負わない制度に隠れて、無責任に根拠の無い告発を行っているのであれば、ヒトとして許されない行為ではないでしょうか。マスコミ各位から議員に法的根拠を質して頂きたいとの想いを強くしております。法的根拠を示すように質問して頂けると自体の本質が見えてくるように思っています。

意見書には、次のように記載されているとのことです。①～⑦の数字と下線部は引用者によります。

「刑法第 246 条の詐欺罪による告訴を含めた法的な対応の検討についてバイオラボ社は、①投資申請第3回目(平成 18 年1月 24 日)に当たり、大村市において本社建設を検討し

ているとの方向で財団と協議を行ってきたにもかかわらず、②実際は平成17年12月頃には長崎市における物件探索を依頼していた。また、③本社購入のための借入金についても検討し、金融機関と接触していたことも窺えた。しかし、これらの内容を財団に対し投資実行に至る前に報告していなかったという事実が判明した。④財団の投資決定に当たっては、IM作成の大村本社研究所構想が記載された資料が判断材料とされていたが、これは久木野氏からの聴取内容をまとめたものということであり、これを踏まえて⑤財団は大村市における本社建設を前提とした投資を実行したものといえる。さらに、借入金は投資とは異なり返済の必要があることから、売上が見込めないバイオラボ社の当時の状況において多額の借入を行うことはバイオラボ社の経営を圧迫することが懸念されていたものであり、財団としては、当時、⑤借入金による本社建設を事前に把握していたとすれば、第3回目の投資に当たっては慎重な対応となっていたであろう旨の答弁も行われたところである。以上のことから、バイオラボ社は投資契約上の重大な事項としての報告義務が課せられていたにもかかわらず、⑥財団に対し自己の現況を正確に報告することなく、財団から第3回目の投資を引き出したということについて、⑦不作為により財団を錯誤に陥らせた疑いがあることから、刑法第246条の詐欺罪の適用について検討の余地がある。よって、県及び財団は被害者という立場に立ち同罪で関係者を告訴することを含めた法的な対応について十分検討すること。」

以下この文章が偽りであることを、繰り返すにはなりますが、説明しておきたいと思いません。

- ① 財団には大村案も含めて実現可能なプランは全て検討することを説明していたし、それを隠す理由などはない。
取締役会議事録にある通り、17年末から18年2月まで大村案も含めて、立て貸し案、新設案、既存ビル改修案を平行して検討していた。どのプランも資金的に実現の目処が立たない中で、3月初旬に松山町ビルが改修可能であることが判断されたので、3月8日の取締役会では借り入れの実現性も調べることにした。
- ② 実現可能なプランは全て検討していたので、当然、長崎市内・諫早市内の物件情報も集めていた。
- ③ 実現可能なプランは全て検討していたので、当然、資金繰りの検討はしていた。
- ④ IM作成の資料はこちら(久木野)の関わり知らぬことである。
- ⑤ 財団には大村案も含めて実現可能なプランは全て検討することを説明していたので、当然そのことが前提で判断したとこちらは考えている。
- ⑥ 嘘まで言って財団からの出資を受ける理由は何も無い。

⑦議会は詐欺罪の適用を検討する余地があるというが、いったい根拠は何なのか？
最低限の責任として、県議会と百条委員会は詐欺罪の構成要件に該当する違法・有責な行為(不作為犯の場合であれば成立要件が作為犯と異なる)があったことを証拠能力のある証拠によって合理的疑いを入れない程度の立証が可能であると判断した根拠を示さなければならない。もし、それすらできないなら、単なる井戸端会議の誹謗中傷で一民間人を社会的に抹殺する行為をまったく無責任に行える人達であるとの批判は免れず、重大な人権侵害である。

9月10日、および9月25日に長崎県庁内記者室にて既に説明したように、不作為による詐欺の事実は存在しない。このことは9月18日に初めて開示された百条委員会議事録を読むことで誰にでも理解可能なことであるが、念のために9月10日の記者会見時配付資料から以下、事実経過を再掲する。

報道された詐欺罪の内容は虚偽である(以下、取締役議事録などの記録より)：

2005年12月6日 取締役会： 今回の増資が終了する1月中には候補地(大村市を含む)の内から立地場所を決定して準備にかかることを決めた。

2006年1月当時 大村市新設案も含めて既存ビル賃貸改装案、ビル購入改装案など実現可能な案を種々模索していた。

1月上・中旬ころ？ 今回の増資に財団も加わるようにIMIに申請。

1月27日 株主総会： 財団も含めて新株発行と引受先を決定した。(この1月時点では融資を受けて松山町ビルを購入するという具体的話は存在していない。)

2月1日 I氏より頻りに送られてきた多くのビル情報の中の一つとして松山ビルの情報がメールで寄せられたが、同ビルの売却は2月中まで不明である旨の連絡内容であった。

2月中 実現可能な具体的プランを見い出すため種々の案を平行して検討した。

2月27日 いくつかの改修プランを検討しては断念を繰り返す中、松山ビルの改装プランをK取締役とH取締役に検討を依頼。

3月2日 松山町ビルの改装について ■■■■■取締役の意見をメールで受け取り、その図面を元に電話で意見交換を重ねた。

3月上旬ころ 最終的に松山町ビルは改装によって研究所として使えるビルと判断された。

3月8日 取締役会： 大村市設置案、ビル購入改装案などが平行して話し合われ、ビル購入改装案は借り入れを必要とするのでこの可能性を調査することになった。

3月23日 熱心な長崎市の本社誘致が続いており、長崎市長から誘致文書が送られてきた。

3月25日 取締役会： 融資許可を前提に松山ビル購入改装案を進めることを決議。

3月30日 取締役会： 融資許可の連絡を受けて松山ビル購入改装案を実施することを確認。

【お知らせ】

本日、久木野を支援してくださっている方から「長崎県立大学懲戒処分事件を考える会」がHPを立ち上げたという連絡を受けました。

県立大学の処分事件を中心に、その背景事情としての議会や百条委員会のあり方などについても検証することを目的とし、そして多くの人々に議論を交わす場を提供するためのものということです。

一般市民の間でも大学や県議会等の対応を疑問視する声が出てきているようです。

このような現実をマスコミの皆様にも下記HPをご覧頂き、その存在を告知していただきますようお願いいたします。

<http://sun-choukai.com/>